

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

(昭和60年3月8日大分県告示第267号)

改 正	昭和62年 2月10日告示第 157号
改 正	平成 2年 7月 6日告示第 877号
改 正	平成 6年10月 1日告示第 895号
改 正	平成 8年 3月29日告示第 296号
改 正	平成 9年 5月 2日告示第 517号
改 正	平成11年 3月26日告示第 247号
改 正	平成14年 3月29日告示第 346号
改 正	平成15年 3月31日告示第 335号
改 正	平成16年 3月31日告示第 403号
改 正	平成17年12月13日告示第1247号
改 正	平成18年 3月31日告示第 374号
改 正	平成19年 3月30日告示第 410号
改 正	平成20年 3月18日告示第 182号
改 正	平成21年 7月31日告示第 606号
最終改正	平成26年 3月14日告示第 155号

大分県が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領を次のように定める。

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

(指名停止)

第1 大分県知事（以下「知事」という。）は、有資格業者（大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）及び大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和60年大分県告示第235号）第1の1の規定により格付けされた者又は資格の認定を受けた者という。以下同じ。）が別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。

2 知事は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 知事が第1項の指名停止を行ったときは、指名担当者（大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第31条の規定により指名競争入札に参加する入札者を指名する者という。）は、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2 知事は、第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、共同企業体（大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和53年大分県告示第398号）第2条及び大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成14年大分県告示第349号）第3条に規定する共同企業体という。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めると

ころにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。

3 知事は、第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第3 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することになった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍とし、当該短期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号の2までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号の2までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定により指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超えるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる）。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定め、別表各号及び第1項の規定により指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月）まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第8号又は8号の2に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4 知事は、第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は大分県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号、第4号の2、第6号、第6号の2、第8号又は第8号の2に該当したとき

(2) 別表第2第4号から第8号の2までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の言議者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 別表第2第4号、第8号の2、第5号、第8号又は第8号の2に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき（前2号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等間接行為の排除及び防止並びに職員の公正な行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等間接行為があり、又はあつたことが明らかとなったときで、当該間接行為に

関し、別表第2第4号、第4号の2、第5号、第8号又は第8号の2に該当する有資格業者に悪質な事があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）

（委任）

（5）大分県又は他の公共機関の職員が、就充入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を遂がないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第8号の2までに該当する有資格業者に悪質な事があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

（指名停止の通知）

第5 知事は、第1第1項又は第2各項の規定により指名停止を行つたときは指名停止通知書（第1号様式）により、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（第2号様式）により、同第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（第3号様式）により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、知事が通知する必要があると認める相당한理由があるときは、通知を省略することができる。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大分県の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6 契約担当者（大分県契約事務規則第2条第1号に規定する契約事務担当者をいう。以下同じ。）は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号又は第7号の規定に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第7 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者との契約に係る建設工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（関係市町村等への指名停止の通知）

第8 知事は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、必要に応じ関係市町村等に通知するものとする。

（指名停止の公表）

第9 知事は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（委任）

第11 この告示に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 大分県工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（昭和43年大分県告示第578号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
- 3 旧告示の規定によりしりした指名停止であつてこの告示施行の際、現に効力を有するものは、知事がこの告示の相当規定によりしりしたものとみなす。ただし、指名停止の期間は、従前の指名停止の

残存期間とする。

4 この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年告示第157号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年告示第877号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成6年告示第895号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年告示第296号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成9年告示第517号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年告示第247号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第346号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第335号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第403号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年告示第1247号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年告示第374号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年告示第410号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第182号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第606号）

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第155号）

この告示は、平成26年3月14日から施行する。

別表第1 (第1関係)

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大分県の発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争の他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 大分県と締結した契約に係る建設工事等(以下「県発注工事等」という。)の施工に当たり、次に掲げる区分に応じ過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>イ 工事成績検査が不合格となり、補修を命じられたことにより工期限内に完成物の引渡しができない場合。</p> <p>ロ 工事成績検査が不合格となり、命じられた補修が工期限内に完了し、引渡しができる場合。</p> <p>ハ 工事成績検査が合格となり、引渡し後に、工事成績物にかしが認められた場合。</p> <p>3 県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約期限内に工事等が完成せず履行遅滞となつたとき、工事の施工管理が不良で再三指摘しても改善されないうとき、正当な理由なく監督又は検査を行う者の指示に従わないときその他契約に違反し建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から2箇月以上1箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上8箇月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上6箇月以内</p>

8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上6箇月以内

別表第2 (第1関係)
贈贈・あつせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈贈・あつせん利得)</p> <p>1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が大分県の職員に対して行つた贈贈又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈贈又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県外の他の公共機関の職員に対して行つた贈贈又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(第8号に掲げる場合を除く。)</p> <p>4の2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。</p> <p>5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号及び第8号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 大分県内における業務に関する違反行為</p> <p>ロ イ以外の業務に関する違反行為</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第8号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知つた日から12箇月以上24箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知つた日から9箇月以上18箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知つた日から6箇月以上12箇月以内</p> <p>当該認定をした日から12箇月以上36箇月以内</p> <p>当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から9箇月以上18箇月以内</p> <p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知つた日から12箇月以上36箇月以内</p>

6の2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内
7 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が次に掲げる者の発注する建設工事等の契約に関して競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号及び次号に掲げる場合を除く。）。 イ 県内の他の公共機関 ロ イに掲げる以外の者 （重大な独占禁止法違反行為等） 8 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつたとき（当該建設工事等に政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。 イ 独占禁止法第3条又は同法第8条第1号に違反し、刑罰を告発を受けたとき（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 ロ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 8の2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。 （建設業法違反行為） 9 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 10 大分県と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （不正又は不誠実な行為） 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為をいう。）をし、又は業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金	逮捕又は公訴を知つた日から9箇月以上18箇月以内 逮捕又は公訴を知つた日から6箇月以上12箇月以内 刑事告発、逮捕又は公訴を知つた日から18箇月以上36箇月以内 当該認定をした日から5箇月以上14箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

別表第3（第1関係）

措置要件	期間
暴力団関係者等の排除に関する措置基準 （暴力団関係者） 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。 イ 有資格業者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）であるとき。 ロ 有資格業者が暴力団関係者を使用したとき。 ハ 有資格業者が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。 ニ 有資格業者が暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。 （不当介入に係る報告等義務違反） 2 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、暴力団関係者等から不当介入（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる不当な要求行為又は不当な工事妨害をいう。）を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察に届け出なかつたとき。	当該認定をした日から12箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上4箇月以内

別表第4（第1関係）

措置要件	期間
その他の措置基準 1 大分県が発注する建設工事等に関し正当な理由がなく契約を締結せず、又は契約を履行しなかつたとき。 2 大分県が発注する建設工事等に関し低入札価格調査制度に基づく調査報告書等に虚偽記載をし、又は低入札価格調査に関する事情聴取に応じない等不誠実な行為をしたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

第1号様式(その1)(第5関係)

住所 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印	号 第 年 月 日
指名停止通知書				
この度、貴 殿 が 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで(箇月) 指名停止を 行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。 ことは、誠に遺憾である。よつて下記のとおり指名停止を 行ふことには遺憾である。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。				
記				
1	指名停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで(箇月)	
2	指名停止の理由			

第2号様式(第5関係)

住所 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印	号 第 年 月 日
指名停止期間変更通知書				
先に 年 月 日付け 第 号をもつて貴 殿の指名停止を行 った旨を通知したが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通 知する。				
記				
1	従前の指名停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで(箇月)	
2	変更後の指名停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで(箇月)	
3	変更理由			

第1号様式(その2)(第5関係)

住所 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印	号 第 年 月 日
指名停止通知書				
この度、貴 殿 が 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで(箇月) 指名停止を 行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、 後の改善措置の詳細について報告されたい。 ことは、誠に遺憾である。よつて下記のとおり指名停止を 行ふことには遺憾である。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。				
記				
1	指名停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで(箇月)	
2	指名停止の理由	年 月 日		
3	改善措置報告期限	年 月 日		

第3号様式(第5関係)

住所 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印	号 第 年 月 日
指名停止解除通知書				
先に 年 月 日付け 第 号をもつて貴 殿の指名停止を行 った旨を通知したが、この度、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知する。				
記				
1	解除年月日			
2	解除理由			

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなることから、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、下記のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。ついては、貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなることから、禁止されています。

(参考) 建設業法

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業者を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

(注) 第3項に規定する「政令で定めるもの」とは、建設業法施行令第6条の3に規定する「共同住宅を新築する建設工事」をいいます。

一括下請負の禁止

(1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

(2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業プロカーカ一的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

(3) このため、建設業法第22条は、いかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第1項）、及び建設業者を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第2項）を禁止しています。

また、民間工事については、建設業法施行令第6条の3に規定する共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが（同条第3項）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）については建設業法第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されています。

同条第1項の「いかなる方法をもつてでするかを問わず」とは、契約を分割し、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることになりはしないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者であり、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

二 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

② 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。

(i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書の修正

(ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整

(iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

(iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

(v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等

法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総合的技術指導

(vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。

(i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正

(ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認

(iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告

(iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置

(v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導

(vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整

ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。

○ 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導

○ 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議

○ 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いておくだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないことになり、必ず注で注意してください。

また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われない

よる的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対処することとしています。

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された建設工事の質及び量を勘案して個別の建設工事ごとと判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②の場合をいいます。

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の建設工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を1社に下請負させる場合

三 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事(共同住宅を新築する建設工事を除く。)の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。
したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付す

うとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

四 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づき監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該建設工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていること認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

別紙3

〇一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもろろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円での建設工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。
したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当しません。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該建設工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いていますが、この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該建設工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構

工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。外構工事単体で捉えれば一括下請負に該当するかもしれませんが、公民館の本体工事と取りまとめめて1件の工事として扱えば一括下請負にならないのではないのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていても、本体工事と外構工事を取りまとめめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その建設工事の全部をA社1社に下請負させましたが、建設工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人としてその施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分らないこともあるのでしょうか。

A 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、建設工事の施工に係る自己

の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督システムを正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないようご注意ください。

そもそも誰が元請負人における当該建設工事の施工の責任者であるのか分からぬ状態での下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性が無いことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q 6 A 市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負っている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q 7 A 県からトンネル工事を請け負い、建設工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q 8 A 県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行って

いる建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、建設工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えられます。

Q 9 地盤改良設備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の建設工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であっても、実際の建設工事を一括して他社に行わせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q 10 機器・設備等の設置工事を1次下請として請け負いましたが、当社では当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については、施工品質があると当社が認めた認定工務店（2次下請）が行いました。当社は当該機器・設備の設置マニュアルの作成や工務店の認定の業務を行っておりますが、この場合でも一括下請負に該当するのでしょうか。

A 設置マニュアルの作成や工務店の認定のみでは、現場における技術指導を行ったとは言えず、一括下請負に当たります。このような場合は機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定工務店と締結することが適当です。仮に設置工事の請負契約を締結した場合は、監理技術者等を配置するとともに、二（二）に掲げた施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことが必要です。

一括下請負禁止の明確化について

○ 基本問題小委員会の中間とりまとめ(平成28年6月22日)において、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除するため、一括下請負の判断基準を明確化すべきと提言された。

⇒ 一括下請負の判断基準として、元請・下請それぞれが果たすべき役割を以下のとおり具体的に定め、通知を發出。(建設業団体、都道府県・政令市、主要発注機関)

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書の作成 ○設計変更等に応じた施工計画書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請人間の工程管理
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立派確認 ○安全確保のための協議組織の設置及び連携、作業場内の巡回等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
安全管理	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る美地の終局的技術指導
技術的指導	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○下請負人等からの協議事項への判断・対応 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○近隣住民への説明
その他	

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○下請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立派確認(原則) ○下請負人への施工報告
安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等 ○法令遵守 ○現場作業に係る美地の技術指導※
その他	○下請負人からの協議※ ○下請負人等からの協議事項への判断・対応※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注) ※1、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、
※2、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、
車一の建設企業と更に下請契約を締結する場合には、必須とする事項

Q 1 1 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるかがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

Q 1 2 民間工事についても、共同住宅を新築する建設工事については一括下請負が禁止されましたが、具体的にはどのような建設工事が禁止の対象となるのでしょうか。

A 建設業法施行令第6条の3に規定にする「共同住宅を新築する建設工事」については一括下請負が禁止されています。

「共同住宅を新築する建設工事」とは、一般的には、マンション、アパート等を新築する建設工事が該当することになりますが、長屋を新築する建設工事は含まれません(共同住宅であるか、長屋であるかは、建築基準法第6条の規定に基づき申請し、交付される建築済証(建築確認申請証及び添付図書を含む。)により判別することが可能です)。

なお、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人と1次下請負人の下請契約のみならず、当該建設工事における全ての下請契約について、一括下請負が禁止されています。従って、事前に発注者の書面による承諾を得たとしても、主たる部分を一括して請け負わせることはできません。